

令和4年第1回東広島市議会臨時会

報 告 事 項

令和4年8月

報告第 20 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 8 月 8 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 損害賠償の額

33 万 4,159 円

2 専決処分年月日

令和 4 年 7 月 27 日

(報告理由)

令和4年3月4日、市道東広島駅前6号線の丁字路において、公用車と自転車が衝突し、当該自転車の前面を損傷し、及び当該自転車の運転者が左手首等を負傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。